

川崎市上下水道局企業職員の給与の口座振込取扱要綱

(昭和59年7月23日59川水総労第204号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）第26条の2の規定に基づき、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の給与の口座振替による支払（以下「口座振込払」という。）の申出等に係る取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(口座振込払の対象となる給与)

第2条 口座振込払の対象となる給与は、次に掲げるもので、電子計算機で計算されたものとする。

- (1) 給料及び当該給料の支給に併せて支給される諸手当
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 給与改定が遡及して実施された場合における改定差額

2 職員は、前項各号に規定する区分ごとに選択して、口座振込払による支給を申し出ることができる。

(振込先金融機関)

第3条 振込のできる機関（以下「金融機関等」という。）は、出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 振込のできる口座（以下「預貯金口座」という。）は、預金口座（普通預金口座（総合口座を含む。）又は当座預金口座をいう。）及び貯金口座（通常貯金口座（総合口座を含む。）をいう。）とする。

(預貯金口座の開設及び口座数)

第4条 口座振込払を申し出る職員は、金融機関等に本人名義の預貯金口座を

開設していなければならない。

- 2 口座振込払を受ける預貯金口座の数は、職員の申出により2口座までとする。ただし、第2条第1項第3号に規定する給与については、1口座とする。

(口座振込払の額)

第5条 口座振込払の額は、第2条の規定により、選択した給与の支給総額から法律又は協定の規定により控除される額を差し引いた金額（以下「差引支給額」という。）とする。

- 2 差引支給額を職員の選択により2口座に振り分ける場合の口座振込払の額は、一方の預貯金口座には申出額（千円単位の額とする。）とし、他方の預貯金口座には差引支給額から当該申出額を差し引いた金額とする。

(一部現金払)

第6条 前条第2項に規定する申出額については、職員の申出により、当分の間現金で支給することができる。

第2章 口座振込払の申出

(口座振込払の申出)

第7条 口座振込払の申出は、川崎市給与口座振込申出書（兼変更届）（別記様式。以下「申出書」という。）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出することにより行うものとする。この申出を変更する場合又は取り消す場合についても同様とする。

(手続)

第8条 前条の申出をしようとする職員は、申出書を、所属長を経由して、管理者に提出するものとする。

(口座確認)

第9条 管理者は、前条の規定により提出された申出書について、預金通帳又

は貯金通帳（キャッシュカード等を含む。以下「預貯金通帳」という。）の写しを添付させ、及び預貯金通帳を提示させる方法により、口座振込払に必要な事項を確認するものとする。

（口座振込払の手続）

第10条 口座振込払は、管理者が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び資金を出納取扱金融機関に交付することにより行う。（口座振込払の手続）

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により交付された電磁的記録及び資金に基づき口座振込払の手続きを行った結果について、振込指定日（当該給与の指定日をいう。以下同じ。）に個人ごとの内訳を記載した書面により管理者に報告する。

（開始・変更・取消しの時期）

第11条 給与の口座振込払は、第8条に規定する申出を管理者が受理した日の属する月の翌月から開始する。ただし、11月において26日以降に受理したものについては、翌々月から開始する。

（預貯金口座からの払戻し）

第12条 振り込まれた給与の預貯金口座からの払戻しは、振込指定日の午前10時以後とする。

第3章 口座振込不能の処理

（口座振込不能の処理）

第13条 口座振込払の申出のあった給与が預貯金口座に振込できない場合は現金払の方法による。この場合における給与の支払は、当該振込指定日の午後3時までに振込不能の資金の返戻があったことを確認した後に行うものと

する。

- 2 2口座を選択した場合において、そのうちの1口座が振込不能となったときは、当該口座を振込不能とする。

(口座振込不能の通知等)

第14条 振込不能が生じた場合、出納取扱金融機関は、当該振込指定日の正午までに、管理者に振込不能である旨を通知するとともに、振込不能の資金は午後3時までに返戻する。

(振込不能事由の確認)

第15条 管理者は、前条に規定する通知を受けたときは、直ちに当該職員又は所属長に通知する。

- 2 前項に規定する通知を受けた職員は、振込不能の内容について確認し、管理者に回答する。

(変更手続)

第16条 管理者は、前条第2項に規定する回答を受けた後、必要事項を記載した書面により、出納取扱金融機関に振込の訂正又は取消しを依頼するものとする。

- 2 出納取扱金融機関は、管理者から前項に規定する依頼を受けたときは、振込の訂正の場合にあっては直ちに訂正した預貯金口座に振込むものとし、振込の取消しの場合にあっては資金を管理者に返戻するものとする。

(現金による支払)

第17条 第13条第1項の規定により給与を現金払の方法で支払う場合、管理者は、給与等現金支給簿を作成した後、受領印を徴して当該職員に支払うものとする。

(振込不能後の取扱い)

第18条 振込不能となった職員に対する給与の支払は、以後原則として現金

払の方法によるものとする。

(職員情報システムによる処理)

第19条 この要綱の規定により行うこととされている口座振込払の手続等に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等処理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。この場合において、口座振込払は、その開始又は変更の登録が完了した日がその月の給与の支給日の7日前（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）である場合に限り、その月から開始し、又は変更する。

2 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって代えることができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、実施についての必要な事項は、労務課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月27日から施行する。
- 2 給与の口座振込払は、昭和59年10月支給給与から開始する。
- 3 前項の場合の口座振込払に係る口座確認については、一括して職員の指定した預金口座を振込先金融機関において確認する。

附 則

この改正要綱は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成4年9月29日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市給与口座振込申出書（兼変更届）

申出年月日 年 月 日

(宛先) 上下水道事業管理者

給与の口座振込について次のとおり申し出ます。

所 属			
支払コード	職 員 コ ー ド	フリガナ	
		氏 名	印

ア) 申出及び申出事由

①	開 始	<input type="checkbox"/> 新規（現在振込を利用していない）	<input type="checkbox"/> 派遣団体からの異動
②	変 更	<input type="checkbox"/> 氏名の変更（旧姓 _____） <input type="checkbox"/> A口座の変更 <input type="checkbox"/> 定額振込額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> 支払方法の変更 <input type="checkbox"/> B口座の変更 <input type="checkbox"/> 定額現金額の変更
③	取 消	<input type="checkbox"/> 口座振込の取消	

※変更箇所だけでなくすべて記入してください。

イ) 振込口座

A口座（全額・残額）

B口座（全額・残額）

(金融機関名)		(支店名)		
預 金 種 目	金融機関コード	支店コード	口 座 番 号	
普通	当座			
①	②			

(金融機関名)		(支店名)		
預 金 種 目	金融機関コード	支店コード	口 座 番 号	
普通	当座			
①	②			

ウ) 振込方法

労務課使用欄

給与の種類	支払方法	定 額 振 込			定 額 現 金		
		振 込 希 望 額			現 金 希 望 額		
例 月 分 給 与		0	0	0	0	0	0
6 月・12月支給分 期末・勤勉手当		0	0	0	0	0	0
給 与 改 定 差 額							

振 込 方 法	1	A口座に全額
	2	B口座に定額・残りをA口座
	3	定額現金・残りをA口座

番号を記入

※太線枠内の該当する数字に○、□にレ印をつけてください。

定額振込（現金）額変更の場合を除き、口座番号等確認のために、預貯金通帳（預貯金通帳がない口座の場合は、キャッシュカード等）の写しを添付してください。
本人控が必要な場合は適宜複写してください。

※現金支給を希望する場合は、「現金」と明記してください。記入がない場合は、「1」として取り扱います。